

## 収支報告書等の閲覧等の希望があった場合の対応について

閲覧等を希望する文書	保存年限(※)	閲覧(無料)	写しの交付(有料:1枚10円)	写しの作成等に要する費用の徴収方法
1 選挙運動費用収支報告書	收受の日から3年	報告書等口頭閲覧請求受付簿(来庁者のみ受付。受付後直ちに閲覧可) <根拠:公職選挙法第192条第4項、県規程第136条>	行政文書開示請求書 <根拠:青森県情報公開条例> ※ 同条例第11条第1項ただし書により、直ちに全部開示をする旨の決定をし、かつ、開示することが可能。(文書による決定通知の例外)	現金又は納入通知書 ※ 写しの送付に要する費用も同様に徴収
2 選挙運動費用収支報告書に添付されて提出された領収書等の写し	收受の日から3年	行政文書開示請求書 <根拠:青森県情報公開条例>	行政文書開示請求書 <根拠:青森県情報公開条例>	現金又は納入通知書 ※ 写しの送付に要する費用も同様に徴収
3 収支報告書	県選管の要旨公表日から3年	報告書等口頭閲覧請求受付簿(来庁者のみ受付。受付後直ちに閲覧可) <根拠:政治資金規正法第20条の2第2項、県規程第166条第1項>	収支報告閲覧対象文書の写しの交付請求書 <根拠:政治資金規正法第20条の2第2項、県規程第166条第5項> ※ 少額領収書等の写しの開示及び収支報告書等の写しの交付に関する事務取扱要綱様式第13号	青森県収入証紙 (特別の事情がある場合は納入通知書又は現金←青森県政治資金に係る収支報告書等写し交付手数料等徴収条例) ※ 写しの送付は、送付に要する費用相当分の切手の提供を受けて行う。←政治資金規正法施行令第20条
4 収支報告書に添付されて提出された領収書等の写し	県選管の要旨公表日から3年	行政文書開示請求書 <根拠:青森県情報公開条例>	行政文書開示請求書 <根拠:青森県情報公開条例>	現金又は納入通知書 ※ 写しの送付に要する費用も同様に徴収
5 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体のみ)	県選管の要旨公表日から3年	報告書等口頭閲覧請求受付簿(来庁者のみ受付。受付後直ちに閲覧可) <根拠:政治資金規正法第20条の2第2項、県規程第166条第1項>	収支報告閲覧対象文書の写しの交付請求書 <根拠:政治資金規正法第20条の2第2項、県規程第166条第5項> ※ 少額領収書等の写しの開示及び収支報告書等の写しの交付に関する事務取扱要綱様式第13号	青森県収入証紙 (特別の事情がある場合は納入通知書又は現金←青森県政治資金に係る収支報告書等写し交付手数料等徴収条例) ※ 写しの送付は、送付に要する費用相当分の切手の提供を受けて行う。←政治資金規正法施行令第20条
6 少額領収書等の写し(国会議員関係政治団体のみ) ※ 解散した団体に係るものは請求できない。(政治資金規正法に基づく処分に係る審査基準2(4))	県選管の要旨公表日から3年 (該当政治団体に提出命令を行った後で県選管に提出される)	少額領収書等の写しに係る開示請求書 <根拠:政治資金規正法第19条の16第1項> ※ 少額領収書等の写しの開示及び収支報告書等の写しの交付に関する事務取扱要綱様式第1号	少額領収書等の写しに係る開示請求書 <根拠:政治資金規正法第19条の16第1項> ※ 少額領収書等の写しの開示及び収支報告書等の写しの交付に関する事務取扱要綱様式第1号	青森県収入証紙 (特別の事情がある場合は納入通知書又は現金←青森県政治資金に係る収支報告書等写し交付手数料等徴収条例) ※ 写しの送付は、送付に要する費用相当分の切手の提供を受けて行う。←政治資金規正法施行令第14条
7 使途等報告書 (※監査意見書を含む。領収書等の写しは県選管では保有していない。)	総務省の要旨公表日から5年	報告書等口頭閲覧請求受付簿(来庁者のみ受付。受付後直ちに閲覧可) <根拠:政党助成法第32条第5項、県規程第166条第1項>	行政文書開示請求書 <根拠:青森県情報公開条例> ※ 同条例第11条第1項ただし書により、直ちに全部開示をする旨の決定をし、かつ、開示することが可能。(文書による決定通知の例外)	現金又は納入通知書 ※ 写しの送付に要する費用も同様に徴収

※ 上記保存年限を経過した後、該当する文書の閲覧又は写しの交付の請求があった場合において、現に当該文書を保有しているときは、すべて青森県情報公開条例により対応することとなる。(条例第16条)

※ 県規程⇒公職選挙法等の施行等に関する規程